

財務省告示第四号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十六年十二月十五日に買入消却した国
 債の名称等を別表のとおり告示する。
 平成十七年一月七日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	利付国庫債券 (十年)					国債の名称	記号	額面金額の 総額	額面金額百円当た りの買入価格
	"	"	"	"	"				
	第 二 百 七 回	第 二 百 七 回	第 二 百 七 回	第 二 百 七 回	第 二 百 六 回	第 二 百 四 回	二 千 五 百 億 円	百 四 円 五 十 四 銭 二 厘	
三 千 二 億 円	円 二 百 五 十 二 億	百 億 円	百 億 円	五 十 億 円	百 四 円 三 十 四 銭				
	百 二 円 五 銭 四 厘	百 二 円 五 銭	百 二 円 四 銭 六 厘	百 四 円 三 十 四 銭					